

助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口記念科学振興財団（以下「山口記念科学振興財団」という。）が行う助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 助成金 山口記念科学振興財団が定款第3条の目的に従い給与する研究目的の資金
- (2) 研究者 助成金の交付を受ける者

(研究者の資格)

第3条 研究者の資格は、研究に意欲的に従事する日本在住の研究者（単独研究でも共同研究でもよく、共同研究の場合は主たる研究者が応募すること）で、経済的理由により助成金を必要とすると認められる者とする。

(助成金の額)

第4条 研究者に対する助成金の額は、1件につき100万円以内とする。

2. 助成金は返還を要しない。ただし、偽りの申し出により助成金の交付を受けたとき、又は研究者が正当な理由なく、研究を休廃止したときは、この限りではない。

(助成金給与申請手続)

第5条 助成金を受けようとする者は、助成金交付願書に次の各号に掲げる書類を添えて、所属の大学等を経由して申請しなければならない。

- (1) 助成金交付申請者の経歴書
- (2) 所属大学の推薦書
- (3) 研究の概要
- (4) 研究に要する費用及びその支弁方法
- (5) その他参考となるべき書類

(判定基準)

第6条 助成対象の判定基準は、次のとおりとする。

- (1) 助成の対象となる活動の目的が適切であって、かつ、その実施が確実である
- (2) 助成金の使途が適正である
- (3) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがある

(研究者の決定及び通知)

第7条 研究者は、前条の規定により公募し、申請のあった者のうちから山口記念科学振興財団選考委員会の選考を経て理事会で決定する。

2. 前項の規定により研究者を決定したときは、申請者の在学学校長または所属大学等を経て申請者に通知するものとする。

(助成金の給与方法)

第8条 助成金は、研究者に口座振込払により一括して交付する。

(研究者の報告義務)

第9条 研究者は、助成を受けた時から助成を対象とする研究が終了に至るまで、募集要項に記載している期日までに、研究報告書を山口記念科学振興財団へ報告しなければならない。

2. 研究者は、その研究を休廃止した時は、ただちに山口記念科学振興財団に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの外、助成金の給与に関し必要な事項は山口記念科学振興財団の理事長が定める。

付 則

この規程は、公益財団法人山口記念科学振興財団の設立日から施行する。